

高校生通学支援制度 Q & A

Q1 この事業で補助を受けるための条件は何ですか？

A1 以下の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ①高等学校等に通学する生徒（1年～3年に限る。）、保護者ともに朝日又は温海地域に住所があること。
- ②通学のために、JR又は路線バス（公共交通機関）の定期券を購入していること。
- ③他の制度による補助金や助成を受けている場合は対象になりません。

Q2 バス・JR等は利用せず、自家用車で高校まで送迎していますが、この事業の対象にはならないのですか？

A2 公共交通機関を利用しない場合は、この制度の対象にはなりません。ただし、公共交通機関を利用する際、バス停又は駅までの自家用車送迎については、定期券代と合わせて自家用車による送迎費用も対象になる場合があります。（自家用車送迎加算）

Q3 定期券はいつ頃支給されるのでしょうか？

A3 定期券が支給されるのではなく、ご自分で定期券を購入し、定期券の有効期間終了後に補助金申請する流れになります。

Q4 自家用車送迎加算について教えてください。

A4 通学に際してバス停までの距離が片道2km以上の場合、家族等の自家用車送迎に要する費用として一定の計算式で得た費用を通学費に加算できます。対象集落が限定されますので、詳しくはお問い合わせください。

Q5 3年生と1年生の兄弟を最寄りバス停まで一緒に送迎していますが、それぞれに自家用車送迎費が加算されるのでしょうか？

A5 兄弟・姉妹等がともにバスの通学定期券を購入して通学する場合は、それぞれの通学費を補助対象としますが、自家用車送迎費はあくまでも特例的な加算であることから、その対象は限定的に取り扱います。Q5のような場合は、どちらか一人分について自家用車送迎費を加算することになります。

Q6 回数券や現金でバスや鉄道により通学していますが、その運賃はこの事業の対象にはならないのですか？

A6 補助事業の対象となる運賃の支払いであることを確認できないため、この事業の対象にはなりません。A1回答のとおり、定期券購入が補助の条件です。

Q7 朝日地域市営バスにも乗ることができますか？

A7 定期券購入区間については庄内交通路線バスと同様に、朝日地域市営バスへの乗車も可能です（庄内交通路線バスと同様に、降車時に定期券を乗務員に提示してください）

Q8 補助金の計算方法について、詳しく教えてください。

A8 自宅から通学する高等学校等まで合理的な経路を利用し、1年間を通して通学するために購入可能で最も経済的な定期券代を年間補助対象事業費の基準とします。

*詳しくは、別紙「鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業の具体的計算例」をご参照ください。

Q9 申請の時期と窓口を教えてください。

A9 定期券の使用期限が終了した日以降に手続きをしてください。申請期限は、定期券の有効期限が属する年度末となります。 申請窓口は朝日地域の方は朝日庁舎総務企画課（温海地域の方は温海庁舎総務企画課）です。

* 庄内交通・JR東日本各窓口での補助金申請手続きはできませんのでご注意ください。

Q10 申請手続きに必要な書類を教えてください。

A10 窓口申請の場合、以下の書類を提出していただきます。（受付窓口：朝日庁舎総務企画課）

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 通学明細書（様式第1号）
- ③ 請求書
- ④ 使用済み定期券の写し又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写し
バス定期券は「ショウコウチェリカ：ICカード内容控」の写し
- ⑤ 学生証の写し又は生徒（学生）であることを証明する証書類

※ なお①から③の申請書類につきましては、当HPから様式を印刷の上で記入いただくか、朝日庁舎総務企画課に準備している書類を使用いただき、「記載例」を参考にご記入ください。

※ 書き方など不明な場合は、下記を準備して申請手續においでください。

- ① 使用済み定期券の写し又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写し
バス定期券は「ショウコウチェリカ：ICカード内容控」の写し
- ② 学生証の写し又は生徒（学生）であることを証明する証書類
- ③ 申請者（保護者等）の判子（認印可）
- ④ 申請者（保護者等）名義の口座がわかるもの

※ LINE 申請の場合は、別紙「LINE 申請・電子交付について」をご参照ください。